ENANTA PHARMACEUTICALS, INC. v. PFIZER INC.事件、上訴番号 2025-1427 (CAFC、2026年6月23日)。Lourie裁判官、Bryson裁判官、Chen裁判官による審理。マサチューセッツ州地区地方裁判所(Casper裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

2022年6月、Enanta社は、Pfizer社の抗ウイルス薬パクスロビッド(ニルマトレルビル/リトナビル錠)が、コロナウイルスの複製活性を阻害する化合物および方法に関するEnanta社のクレームを侵害しているとして、Pfizer社を提訴した。

主張クレームにて、化合物にはC_1-C_8アルキル基を含むように定義された置換基が含まれていた。Enanta社の特許では、2020年7月の仮出願の優先権が主張されており、その仮出願では置換基は「C_2-C_{12}アルキル基(C_2-C_{12} alkyl)」を含むとして開示されていた。Enanta社は、2021年7月の非仮出願において、これを「C_1-C_{12}アルキル基(C_1-C_{12} alkyl)」に訂正した。

Pfizer社は、対象クレームには仮優先日を受ける資格がないと主張し、Pfizer社が2021年4月にニルマトレルビルを公表したことに基づき対象クレームと同一であるとして、無効を唱えた正式事実審理なしの判決(summary judgment)を求める申し立てを提出した。

地方裁判所は、「C_2」と「C_1」の不一致は訂正可能な誤りではなく、Enanta社のクレームは仮出願優先日を受ける資格がないとして、無効を唱えた正式事実審理なしの判決(summary judgment)を求める申し立てを認めた。Enanta社はこれを不服としてCAFCに上訴した。その後、CAFCは優先日および正式事実審理なしの判決(summary judgment)を改めて(*de novo*)審査した。

争点/判決:

地方裁判所が、主張特許が仮出願の優先日を主張できないと判断したことは誤りであったか。否。

審理内容:

CAFCは、地方裁判所の判決を確認支持した。CAFCは、関連争点は、仮出願が、関連する置換基の一部としてC_1アルキル基を含むクレームに記載の化合物の記述をサポートするものであったかどうかについて、重要な事実に関する真の争点があったかどうかであると判断した。

仮出願において炭素原子数2～12のアルキル基が開示されていたことは、炭素原子数1のアルキル基を有するクレームに記載の化合物をサポートするものではなかった。2つのアルキル基は単に異なるだけであるため、仮出願は、発明者が仮出願の出願日時点でC_1アルキル基を含むクレームに記載の化合物を所有していたことを当業者に伝えるものではなかった。

Enanta社は、専門家の意見によって確認されたように、仮出願には明らかなタイプミスが含まれていると主張した。しかし、CAFCは、専門家が指摘したタイプミスは、仮出願における「アルキル(alkyl)」の一般的な定義におけるものであり、今回の争点である置換基の具体的な開示におけるものではないと指摘した。

また、Lourie裁判官は、C_1アルキル基とC_2アルキル基の違いを、構造が似ているにもかかわらず日常的に消費される2炭素アルコールであるエタノールと、毒性の強い1炭素アルコールであるメタノールの違いにたとえて、エタノールを開示してもメタノールを同様に開示することにはならないと指摘した。

© 2026 OLIFF PLC